

「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう

御嵩町避難所マップ 指定避難所(全21か所)



- | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 1 上之郷公民館
TEL 67-0017 | 8 東濃高等学校
TEL 67-2136 | 15 伏見公民館
TEL 67-0502 | 19 伏見保育園
TEL 67-2325 |
| 2 上之郷小学校
TEL 67-1338 | 9 御嵩保育園
TEL 67-2323 | 16 伏見小学校
TEL 67-0530 | 20 伏見にこここ館
TEL 67-3625 |
| 3 上之郷中学校
TEL 67-0431 | 10 御嵩町役場
TEL 67-2111 | 17 共和中学校
TEL 67-2105 | 21 大庭台第一公園
総合集会所 |
| 4 上之郷保育園
TEL 67-2322 | 11 中公民館
TEL 67-4841 | 18 東濃実業高等学校
TEL 67-0504 | |
| 5 綱木グラウンド管理棟
TEL 67-0191 | 12 御嵩小学校
TEL 67-1191 | | |
| 6 御嵩公民館
TEL 67-0507 | 13 ぼっぼかん
TEL 67-5221 | | |
| 7 向陽中学校
TEL 67-1331 | 14 御嵩町B&G海洋センター
TEL 67-5196 | | |

防災関係機関(市外局番 0574)

- 御嵩町役場 TEL 67-2111(代)
御嵩町防災コミュニティセンター TEL 42-8233
可児警察署 TEL 61-0110
可児警察署御嵩交番 TEL 67-2000

- 可茂消防事務組合本部 TEL 26-0119
可茂消防事務組合南消防署御嵩分署 TEL 67-1818
可茂消防事務組合 災害情報テレホンサービス 0180-99-5500
(災害などの発生情報をお知らせします。)

緊急時の連絡先

火事・救急 **119**

警察 **110**

災害伝言 **171**

通報したときは次のことを落ち着いてはっきり話してください。

- 「火事です」または「救急です」
- 「私の家は御嵩町△△△番地です」
- 「目標は、(〇〇付近など)です」
- 「私の名前は、〇〇〇〇です」
- 「電話番号は、〇〇-〇〇〇〇です」

避難時の確認事項

避難時の同伴者

高齢者・子ども・障がい者などの支援が必要な家族・隣人との連絡方法や誰と避難するかを確認しておきましょう。

避難時の持ち物

あなたが避難するときに持っていくものを確認しましょう。

通信・連絡機器

- 携帯電話
- 充電器(発電ができるもの)

非常食品

- 飲料水
- チョコ・氷砂糖
- アルファ米
- ミルク・哺乳瓶[乳児用]
- 携行用バランス栄養食・機能性食品

命を守るもの

- ヘルメット・防災ずきん
- 軍手
- 防塵マスク
- タオル
- 懐中電灯・予備電池
- ホイッスル
- 小型ナイフ

お薬手帳

- 非常用品の中にお薬手帳のコピーを入れておきましょう

生活用品

- 携帯ラジオ
- マッチ・ライター
- ろうそく(ツナ缶で代用可)
- 雨具
- ウェットティッシュ
- レジャーシート
- 高密度のポリ袋(調理用具や汚物入れにもなります)
- 新聞紙
- 油性ペン
- 使い捨てカイロ
- 生理用品・紙オムツ
- 救急箱
- 携帯・簡易トイレ

コロナ禍においては、マスク・体温計・アルコール消毒液なども準備しておきましょう。必要最小限の荷物で、リュックに入れて持ち運べる大きさにしましょう。

避難情報の名称などが変更されました

町では、大雨で川の水位が高くなったり土砂災害などの恐れがある場合に、該当地域に対して避難情報を発令します。令和3年5月20日から避難情報の名称などが変更されましたので、ご確認ください。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>緊急安全確保 ※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
4	 <p>避難指示 ※2</p>	<p>避難指示(緊急) 避難勧告</p>
3	 <p>高齢者等避難 ※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

出典:内閣府ホームページ (https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/poster.pdf)